

○目標 2 在宅生活の総合支援 施策 V 介護予防等の推進
--

(1) 介護予防の継続的な推進

ア 非該当者や軽度者に対する介護予防の推進（再掲）

①地域支援事業（介護予防一般高齢者施策・任意事業）

元気な高齢者に対しては、高齢者ができる限り健康で活動的な生活を送ることができるよう、健康教育や健康づくり活動の普及・啓発に努めます。

②地域支援事業（介護予防特定高齢者施策）

生活機能評価により生活機能の低下がみられ、介護予防が必要な高齢者（特定高齢者）に対しては、健康教室や、生活管理指導員の派遣など、重点的な介護予防施策を展開します。

③介護予防給付

要支援になった高齢者に対しては、要介護状態になることを防ぐための新予防給付のマネジメントを推進し、一慣性・連続性のある介護予防を目指します。

④地域包括支援センターによる介護予防マネジメント

これらの施策を効果的に実施するため、公平・中立な立場から、総合相談、介護予防マネジメント、包括的支援事業、任意事業などを行う中核機関として地域包括支援センターが関与し、包括的・継続的な支援を行います。

イ 要介護者の状態悪化の防止

高齢者が要介護状態になっても、それ以上の状態の悪化を防ぎ、残存機能を生かしながら、人間らしく生きることができるよう、介護保険制度の本質である自立支援の意味を理解し、持続可能な介護保険制度の運営を目指します。

(2) 特定高齢者の把握

①生活機能評価の受診率の向上

高齢者への受診勧奨のほか、広報、ホームページへの掲載、各種会合、公共施設の窓口等でのパンフレット配布、民生・児童委員や関係機関・団体との連携による周知により、受診率の向上を目指します。

②事後指導の充実

特定高齢者のデータの時系列的把握に努めるとともに、保健、医療との連携などにより、介護予防事業の効果を検証し、個々の課題や要因に即したサービスや事業につなげていきます。

特定高齢者把握～介護予防事業のイメージ図

